

子ども若者応援助成

2021-2022 年度（CCF 第 3 年度）

【応募要項】



2022 年 5 月

一般財団法人ちくご川コミュニティ財団

(CCF)

子ども若者基金

【基金設立趣旨】

子どもの貧困、不登校、引きこもり、発達障害、奨学金破産、少子化など、子ども若者に関係する言葉が昨今よく使われ、また子ども若者への支援等も課題とされるようになってきました。また、2007年ユニセフの子どもの幸福度調査において圧倒的に日本の子どもの幸福度が低い結果からも、日本における子ども若者を取り巻く環境は決して優しいものではないと言えるのではないのでしょうか。

日本、世界の未来を創造するのは子ども若者たちです。どんな境遇の子ども若者でもあっても、未来を悲観せず、希望ある未来を感じられるような環境を整えることが、次の世代への大人の責務だと考えます。そこで、一般財団法人ちくご川コミュニティ財団（以下「CCF」）は、2019年8月の設立時に、この考えに基づき「子ども若者基金」を創設することを決定しました。

そのような私たちの思いと決定を知った故FS様は、困難を抱える子ども若者の為に使って欲しいと「子ども若者基金」への遺産贈与を遺言書にしたためて下さいました。2019年9月5日FS様はお亡くなりになりました。同年12月遺贈の手続きを行い、2020年2月「CCF子ども若者基金」は創設の運びとなりました。9月5日はCCFの記念日としています。

私たちは、「子ども若者基金」の助成を通じて困難な状況にある子ども若者、そして彼らの親たちを支え、彼らを取り巻くこれらの状況が未来に続かないようにする活動に加わりたいと願っています。その為、この助成により、このような子ども若者・その親たちのための「居場所」の運営や、彼らがその「居場所」に繋がれるような「仕組み」づくり、未来に希望を抱けるような「環境」づくりに、地域で活動されている個人・団体を支援します。また、それらが相互に作用することによって全ての子ども若者が希望を抱ける持続可能な地域となることを私たちは願っています。

行政や企業、支援機関、NPOなど様々な機関が、今も色々な形で子ども若者の支援を行っていますが、それでも十分に彼らを支えきれず、困難な状況から抜け出せていない子ども若者たち、その親たちがいます。私たちは、彼らをしっかりと支えることのできる地域であること、そんな環境の地域になることを目指していきます。

【2年以上の新型コロナウイルス感染症禍を越えて】

2年以上続く新型コロナウイルス感染症（COVID-19）禍は、私たちの社会に大きな変化をもたらしました。困難を抱える家庭や子ども・若者が増え、その困難さが深まる一方、それらを克服すべく努力する個人や団体の連携協力が生れ、これを支援する行政・民間団体のプログラムも増えています。CCFも、困難を抱える子ども若者支援の分野でCOVID-19禍を乗り越える努力を支援して参ります。

1. 対象となる団体

以下の<1>から<3>の全てを満たしている団体を対象とする。

<1> 活動地域

- ・福岡県、佐賀県東部、熊本県荒尾市・小国町・南小国町、大分県日田市に拠点を置き、活動を行う団体であること。

<2> 助成対象活動

- ・子ども若者の居場所づくりをはじめ、子ども若者本人を支援する活動
- ・子ども若者およびその親を取り巻く環境づくりを支援する活動

<3> 第三者機関による認証等

(1) 公益活動をする団体として以下に登録されていること。

- ・公益事業コミュニティサイト「CANPAN」
- ・自治体の公益団体登録
- ・大学等教育機関で認定された活動団体
- ・社会福祉協議会のボランティア登録等

(2) 前項(1)を満たすことができない場合、共感と繋がりに期待が持てるプレゼンテーションをすることができる。なお、法人格の有無、団体規模は問わない。

※対象とならない活動団体

- ・営利を主たる目的とする活動団体
- ・個人的な活動や趣味的なサークル活動団体
- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動団体
- ・反社会的勢力と関係のある活動団体

※財団との利害関係者の応募禁止

当財団では「当財団の理事、監事、評議員その他これらの者に準ずる財団との利害関係者の応募を禁止する。財団を離れ3年を経過しない者(財団設立時のこれら役職者でこの規程成立以前に辞任したものを除く)も同様とする。」という規程を設けています。

2. 助成対象期間

- ・助成対象とする期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までに完了する事業を対象とします。
- ・申請内容に応じて、採択通知前の事業経費も助成します。(但し、助成対象期間開始日である2022年4月1日以降に限ります)。

3. 助成金額

- ・2022年4月から23年3月までに活用：1件あたり上限30万円（5件程度、うち2件は久留米市内の団体のみが対象*）

(*）久留米りんどうライオンズクラブから60万円の寄付をいただき、久留米市内で使用する約束となっています。

4. 助成内容（助成対象費目）

本助成事業に関する、人件費・物件費など

【助成対象経費の例】

- ・人件費
 - ・講師謝金、講師旅費、スタッフ旅費（スタッフ旅費は必要に応じて算定）
- ※団体の構成員が講師を務める場合は、その人が適任者である旨の説明が必要です。
（説明内容：資格や講師としての実績と、なぜ、この講座にその方が必要なのかを書いたものを、お一人ずつご記入願います。ただし、その方が既に有償で雇用されている場合は助成対象外です。）
- ・消耗品費、備品購入費、原材料費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、広告費、印刷製本費、手数料、保険料、会場などの使用料及び賃借料、その他必要経費

5. 自主財源の充当や他の補助金・助成金の獲得について

本助成事業実施にあたり、自主財源を充当する割合について指定はありません。なお同一事業の同一費目に対して、他の補助金・助成金との重複助成はできません。他からの補助や助成が決まった場合は、当財団まで速やかにご連絡ください。

6. 選考基準

- (1) 本助成事業の趣旨（困難を抱える子ども若者支援）と条件に合致しているか。
 - (2) 地域社会のニーズや課題を的確に踏まえているか。COVID-19禍を乗り越える努力は大きな課題の一つです。
 - (3) 実現可能な事業かどうか。
 - (4) 地域社会に情報が発信されている（発信することができる）か。
- ※選考推薦は、外部招聘等の選考委員によってなされます。

7. 助成の応募申請について

<1> 申請期間

2022年5月30日（月）から7月1日（金） 17時必着

<2> 申請方法

①助成事業申請書、②誓約書をちくご川コミュニティ財団までご郵送（配達状況がわかる「特定記録郵便」により）いただくか、ご持参ください。記載事項を補足する資料がある場合は、同封の上、ご郵送またはご持参ください。

<3> 提出先

一般財団法人 ちくご川コミュニティ財団

事務局 担当：赤司喜一郎（事務局長）

〒830-0048 福岡県久留米市梅満町 563 TEL: 0942-34-5600

8. 選考方法・結果通知等

<1> 選考方法

ちくご川コミュニティ財団の審査委員会（学識経験者、NPO 関係者などの外部有識者及び久留米りんどうライオンズクラブ会員代表により構成）で審査を行い選考し、当財団の理事会の承認をもって決定します。審査委員会は申請書類や面接（訪問、電話やメールによる聞き取り調査）等の情報をもとに合議の上、採択の可否と助成限度額を決定します。

<2> 選考協力等

前項<1>に記載のように所定の申請書類に加え、詳しい書類・資料等の提出、面接・現地訪問等を依頼する場合があります。

<3> 結果通知

結果は決定後、直ちに選考基準毎の採点結果と合わせて応募者各位宛てに書面で通知します。採択団体及び採択事業はちくご川コミュニティ財団のホームページに掲載します。なお、選考に関するお問い合わせには回答いたしかねますのでご了承ください。

9. 助成決定時の義務・条件

<1> 助成金交付に関する確認書の提出

選考の結果、助成対象団体となられた場合は、ちくご川コミュニティ財団と所定の「助成金交付に関する確認書」を取り交わして、これにより事業の経過あるいは完了報告、収支会計報告、その他用途変更等の事前相談手続等の義務を負っていただきます。

<2> 事業の報告義務

助成金交付後、事業の実施状況の確認のため、訪問・面談・電話等で連絡し、必要に応じて「中間報告書」をご提出いただく場合があります。また、事業の経過・完了報告については、その一般公開についての同意をお願いします。

なお、ちくご川コミュニティ財団による中間時団体訪問の際、久留米りんどう

ライオンズクラブ会員が同行する場合があります。

<3> 助成金贈呈式への出席

助成決定後、「ちくご川コミュニティ財団 子ども若者応援助成」に関する交流会や本助成金の授与式などを開催します。本授与式は、COVID-19 禍があけた場合、久留米市内で開催を予定していますので、採択団体は参加していただくようお願いいたします。

<4> 交流会等への参加

助成対象団体に対し、当財団が開催する交流会等の案内を差し上げますので、可能な限りご参加をお願いいたします。

10. 助成決定事業の事業内容変更や中止について

<1> 助成内容の変更や中止

助成決定事業を途中で変更もしくは中止する場合、変更理由書もしくは中止理由書を提出し、ちくご川コミュニティ財団の承認を事前に受けることが必要です。

<2> 助成申請の取り下げ

助成決定事業の助成金受け取りを取り下げる場合、ちくご川コミュニティ財団に相談の上、所定の書類を提出してください。

11. 助成金の助成方法

<1> 前払い

採択団体の希望に応じて事業実施前に助成決定金額を全額、助成団体の指定口座に前払いします。前払いを希望する採択団体は、助成決定後に所定の「請求書」を提出してください。

<2> 精算払い

助成事業の終了後 1 ヶ月以内に実績報告書を提出していただいた上で、助成決定金額を上限として事業実施に使用した支出金を助成します。団体の指定口座への振込時期は、実績報告書の提出から約 1 ヶ月後です。

※前払いを実施した団体で、事業終了後の精算額が助成決定額より下回った場合、差額を返還していただきます。

※助成対象とならない経費については、助成金の支払いはできません。

12. 助成事業の実績報告

<1> 事業報告

助成事業の終了後 1 ヶ月以内に、以下の書類を郵送もしくは持参により、当財団事務局まで提出してください。

- ・ 所定の「完了報告書」
- ・ 事業実施状況のわかる写真や作成したチラシ等の印刷物、新聞記事等の資料
- ・ 領収書・受領書のコピー

<2> ホームページ等での成果報告

社会に対し、事業で得られた成果を広く伝えるため、ちくご川コミュニティ財団ホームページ等で成果を報告させていただくとともに、団体においても活動報告を積極的に行っていただきます。また、新聞やテレビ等の報道機関の求めに応じて、事業成果等の情報を提供する場合があります。

13. 助成金の返還や関係書類の保存について

<1> 助成金の返還

法令や条例、規則等に違反した場合、助成金を目的外に使用した場合は、是正措置を求めます。改善されない場合、助成決定の取り消しや助成金の返還を求めることとなります。

<2> 関係書類の保存

助成金を交付された団体は、助成金に関わる収支の証拠書類（領収書など）を整理し、いつでも閲覧できるようにしておいてください。証拠書類は、事業実施終了後、3年間の保存が必要です。

14. その他・重要な注意事項（必ずお読みください）

<1> 団体情報の公表

助成対象団体となられた場合、団体名、代表者氏名、電話番号、所在地、事業内容、助成金額を公表させていただきます。

<2> 個人情報の取り扱い

助成申請用紙にご記載いただいた個人情報は、当該事業に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。

<3> 提出書類等の返却

提出いただいた書類・資料等は返却いたしませんのでご了承ください。

以上



一般財団法人ちくご川コミュニティ財団

〒830-0048 福岡県久留米市梅満町 5 6 3

Tel:0942-34-5600 Fax:0942-34-5777

E-mail: info@c-comfund.com

H/P : <https://c-comfund.com/>